

令和6年12月11日
消 防 庁

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）に対する意見公募

消防庁は、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）について、令和6年12月12日（木）から令和7年1月15日（水）までの間、意見を公募します。

1 改正内容

以下の事項について措置を行うため、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）、を改正するものです。概要については、別紙2を御覧ください。

- （1）リチウムイオン蓄電池の取扱い等に係る規制の見直し
- （2）製造所及び屋外タンク貯蔵所の基準に関する見直し
- （3）航空機に給油する場合の危険物の取扱いの技術上の基準の見直し
- （4）指定講習機関が実施する危険物の取扱作業の保安に関する講習の手数料の見直し
- （5）その他、所要の規定の整備

2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象（別紙3参照）
 - ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙1を御覧ください。

3 意見公募の期限

令和7年1月15日（水）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

4 規制の事前評価

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）については、意見募集に先立ち、総務省において規制の事前評価を実施しております（別紙4及び別紙5参照）。

5 今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、当該政令を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁予防課危険物保安室 石野補佐、高橋

TEL 03-5253-7524（直通）

E-mail: fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。